

79 安全保障理事会決議二三七一(核不拡散・北朝鮮) (抜粋)

採 択 二〇一七年八月五日(安保理第八〇一九回会合)
八月二六日官報(外務省告示二八八号)

8 決議第二三二二号(二〇一六年)26の規定を次のように改めることを決定する。

「北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、石炭、鉄及び鉄鉱石の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの物資(北朝鮮の領域を原産地とするものであるかを問わない)の調達を禁じることを決定するとともに、全ての国が、この決議の採択よりも前に書面契約が確定された鉄及び鉄鉱石の販売並びに取引のために、この決議の採択の日から四十五日以内に委員会に対して提供されるこれらの輸入品の詳細を含む通知を以て、この決議の採択の日から三〇日までの間はこれらの貨物の自国の領域への輸入を認めることができることを決定し、さらに、信頼できる情報に基づき、北朝鮮を原産地とする石炭であつて、羅津(羅先)港からの輸出のみを目的として北朝鮮を通じて輸送された輸出国が確認するものについては、輸出国が事前に委員会に通報し、かつ、北朝鮮を原産地とする石炭に関連するそのような取引が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第三七〇号(二〇一六年)、第三三二二号(二〇一六年)、第三三五六号(二〇一七年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための取入を生み出すことに無関係である場合、この規定が適用されないことを決定する。」

